

平成 28 年 6 月 16 日
福 祉 部 長 決 定

加古川市指定特定相談支援事業者等に対する指導及び監査の実施に関する要綱

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）

第 2 章 指導等の実施

第 1 節 指導（第 6 条—第 12 条）

第 2 節 監査（第 13 条—第 20 条）

第 3 章 補則（第 21 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成 24 年規則第 35 号。以下「法施行細則」という。）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及び児童福祉法に基づく障害児通所支援及び障害児相談支援に関する規則（平成 24 年規則第 36 号。以下「児童通所規則」という。）の規定に基づき、第 2 条に規定する指定特定相談支援事業者等に対し、事業運営並びに自立支援給付、障害児相談支援給付及び特例障害児通所給付費（以下「自立支援給付等」という。）に係る費用（以下「自立支援給付費等」という。）の請求等に関して行う指導及び監査（以下「指導等」という。）について基本的な事項を定めることにより、指導等の円滑かつ効果的な実施並びに自立支援給付費等の請求の適正化を図ることを目的とする。

（指導等の対象）

第 2 条 この要綱に基づいて行う指導等の対象は、本市が指定又は登録（以下「指定等」という。）した次に掲げる事業者及び事業所（以下「事業者等」という。）とする。

- (1) 指定特定相談支援事業者
- (2) 指定障害児相談支援事業者
- (3) 基準該当事業所
- (4) 基準該当通所支援事業所

(指導等の実施計画)

第3条 市長は、この要綱に基づき、毎年度、対象及び実施時期等を定めた指導等の実施計画を策定する。

2 前項の計画策定に当たっては、前年度までの指導等の結果等を勘案しつつ、必要性の高いものを優先する。

(関係行政機関との連携協力)

第4条 指導等の実施に当たっては、市長は、関係行政機関と適切な連携を図る。

(1) 国又は県との連携 広域的な規模で事業展開を行っている事業者等で、国又は県と合同で指導等を実施する必要がある場合には、国又は県と相互に密接な連携を図る。

(2) 他の市町との連携 他の市町に当該法人の本部を置く事業者等、近隣の市町域にまたがって事業を実施する事業者等に対する指導等を実施する場合には、当該市町と相互に密接な連携を図る。

(指導等結果の開示)

第5条 指導等の結果について、加古川市情報公開条例（平成10年条例第27号）に基づく開示の請求があったときは、同条例に定める公開を行わないことができる場合に該当する部分を除き、原則として、開示するものとする。

第2章 指導等の実施

第1節 指導

(指導の形式)

第6条 事業者等に対する指導は、次の形式により実施する。

(1) 集団指導 事業者等を一定の場所に集めて講習等の方式により実施する。

(2) 実地指導 事業者等の事務所等において実地に行う。

(集団指導の目的)

第7条 集団指導は、次条第1号に定める集団指導対象に対して必要な情報を伝達することにより、制度の周知や理解の促進を図り、事業運営並びに自立支援給付費等の請求の適正化を図ることを目的として実施する。

(集団指導の方法)

第8条 集団指導は、次の方法により実施する。

(1) 集団指導対象の選定 必要な指導の内容に応じて、サービス種別ごとや重点指導事項等により事業者等の中から対象を選定して実施する。

(2) 実施方法

ア 指導通知 集団指導対象とする事業者等を選定したときは、あらか

じめ集団指導の日時、場所、指導内容等を文書等により当該事業者等に通知する。

イ 指導方法 集団指導対象とする事業者等を一定の場所に集めて、自立支援給付等対象サービスの取扱い、自立支援給付費等の請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について、講習等の方式で行う。

(実地指導の目的)

第9条 実地指導は、事業者等の適正な事業運営の確保のほか、利用者の自立支援を念頭に置いた、サービスの質の確保及び自立支援給付等の請求の適正化を図ることを目的として実施する。

(実地指導の方法)

第10条 実地指導は、次の方法により実施する。

(1) 実地指導対象の選定 次のアからエまでに掲げるものの中から対象となる事業者等を選定する。

ア 過去の指摘事項に対する改善状況の確認が必要な事業者等

イ 事業開始後、実地指導を実施していない事業者等

ウ 通報、苦情等の情報から事業運営並びに自立支援給付費等の請求等に関する事項について不正又は著しい不当が疑われるもの

エ その他実地指導を行う必要性が高いと考えられるもの

(2) 実施方法

ア 実地指導の通知 市長は、実地指導対象とする事業者等を決定したときは、原則として実地指導を行う日のおおむね一箇月前までに次に掲げる事項を文書で当該事業者等に通知する。ただし、緊急を要する場合又は次項に定める場合は、実地指導の当日に口頭により告知することができる。

(ア) 実地指導の根拠規定及び目的

(イ) 実地指導の日時及び場所

(ウ) 実地指導担当課

(エ) 出席を求める者

(オ) 準備すべき書類

イ 出席を求める者 当該事業者等の開設者及び管理者のほか、必要に応じて自立支援給付等対象サービス担当者、請求事務担当者等の出席を求める。

ウ 職員体制 実地指導は、複数の職員によって行う。

エ 実地指導の方法 実地指導対象とする事業者等の事務所において、関係書類を閲覧し、関係者に対して説明を求める面談方式により実施する。

2 実地指導は、第 14 条第 2 号に定める実地検査時においても、必要に応じて行う。

(監査への変更)

第 11 条 市長は、事業者等が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、実地指導を中止し、次節に定めるところにより監査を行うことができる。

(1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき

(2) 自立支援給付費等の請求に誤りが確認され、その内容が不正な行為によるものであると認められるとき

(実地指導実施後の措置)

第 12 条 市長は、実地指導の結果、是正又は改善（以下「是正等」という。）を要すると認められた事項及び自立支援給付費等について過誤による調整を要すると認められた事項については、当該事業者等に対して、後日書により通知を行う。

2 前項により通知した事項については、文書による通知の日の翌日から起算し、原則として 45 日以内には是正等の報告の提出を求めるものとする。ただし、特に必要があると認められる場合には、是正等の報告の期限を延長し、又は短縮することができる。

3 是正等の報告時に未報告、是正等措置予定等の項目については、当該是正等措置を行った時点で随時追加報告を求めるなど、是正等状況をフォローアップしていく。

4 実地指導の結果及び是正等の報告の内容については、関係行政機関に必要に応じて情報提供を行う。

5 実地指導の結果、事業者等のサービス内容又は自立支援給付費等の請求に関し、不当な事実を確認したときは、事業者等に対し、自立支援給付費等の自主返還等を行うよう指導する。

第 2 節 監査

(監査の目的)

第 13 条 監査は、事業者等の事業運営、自立支援給付費等の請求等に関する事項について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合又は法令に違反する事項がないか検査を要する場合において、事実関係を的確に把握し、その結果に応じて公正かつ適切な措置を行うことを目的として実施する。

(監査の形式)

第 14 条 事業者等に対する監査は、次の形式により実施する。

(1) 報告等 事業者等に対し、報告（次条に定めるチェックリストの提出

を含む。)若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、又は出頭を
求めることにより監査を実施する。

(2) 実地検査 事業者等の事務所等において実地に行う。

(チェックリスト)

第15条 市長は、事業者等に対する監査の効果的な実施を図るため、重点的
に確認を行うべき項目を盛り込んだチェックリストを作成する。

2 市長は、第2条第1号及び第2号に掲げる事業者等に対し、前項により
作成したチェックリストによる報告を求めるものとする。

(実地検査の実施方法)

第16条 実地検査は、次の方法により実施する。

(1) 実地検査対象の選定 次のアからエまでに掲げるものの中から対象
となる事業者等を選定する。

ア 報告等の内容を確認した結果、実地検査を行う必要性が高いと考え
られるもの

イ 第12条による実地指導実施後の措置を行ったが、サービスの内容又
は自立支援給付費等の請求等に改善がみられないもの

ウ 通報、苦情等の情報から事業運営、自立支援給付費等の請求等に関
する事項について不正又は著しい不当が疑われるもの

エ その他実地検査を行う必要性が高いと考えられるもの

(2) 実施方法

ア 実地検査の通知 市長は、実地検査の実施に際しては、原則として
事前に次に掲げる事項を文書で対象事業者等に通知する。ただし、緊
急を要する場合若しくは監査の実施に支障を来すと判断した場合は、
実地検査の当日に通知し、又は第11条の規定に基づき実地検査を行う
場合は、その場で口頭により告知することができる。

(ア) 実地検査の根拠規定

(イ) 実地検査の日時及び場所

(ウ) 実地検査担当課

(エ) 出席を求める者

(オ) 準備すべき書類

イ 出席を求める者 当該事業者等の開設者及び管理者のほか、必要に
応じて自立支援給付費対象サービス担当者、請求事務担当者等の出席
を求める。

ウ 職員体制 実地検査は、複数の職員によって行う。

エ 実地検査の方法 事業者等の事務所等に立ち入り、その設備、帳簿
書類その他の物件の検査を行うことにより監査を実施する。

(実地検査実施後の措置)

第 17 条 市長は、第 10 条第 2 項に規定する実地検査時における実地指導の結果、軽微な改善を要すると認められた事項については、第 12 条に規定する実地指導後の措置を行うものとする。

2 市長は、実地検査の結果、重要と認められる是正等を要する事項については、速やかに文書によって是正等を指示する。ただし、次条に定める措置を講じる場合は、この限りでない。

3 前項により是正等を指示した事項については、文書による通知の日の翌日から起算して原則として 45 日以内には是正等の報告を求める。ただし、次条に定める措置を講じる場合は、この限りではない。

4 是正等の報告時に未報告及び是正等措置予定等の項目については、当該是正等措置を行った時点で随時追加報告を求めるなど、是正等状況をフォローアップしていく。

5 実地検査の結果、必要と認められる場合は、次条及び第 20 条に定める措置を講じるものとする。

(行政上の措置)

第 18 条 市長は、監査の結果、指定等の基準違反等が認められた場合は、次に掲げる行政上の措置を行うものとする。

(1) 勧告 事業者等に指定等の基準違反等の事実が確認された場合、当該事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。勧告をした場合において、当該勧告を受けた事業者等が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(2) 命令 事業者等が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該事業者等に対し、期限を定めてその勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。当該命令をした場合においては、当該命令をした旨を公示する。

(3) 指定の取消等 市長は、指定等の基準違反等の内容が、法第 51 条の 29 第 2 項各号、児童福祉法第 24 条の 36 各号、法施行細則第 13 条各号、児童通所規則第 7 条各号のいずれかに該当する場合においては、当該事業者等に係る指定若しくは登録を取り消し、又は期間を定めてその指定等の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

2 市長は、監査の結果、当該事業者等が命令及び指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、当該事業者等に対して、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会を付与するものとする。ただし、同条第 2

項各号のいずれかに該当するときは適用しない。

- 3 市長は、取消処分等を行ったときは、当該事業者等に対し、措置の種類、根拠規定、その原因となる事実及び不服申し立てに関する事項について文書により通知を行う。

(行政上の措置の公表等)

- 第 19 条 市長は、監査の結果、事業者等に対する取消処分等を行ったときは、法第 51 条の 30 第 2 項、児童福祉法第 24 条の 37 第 3 項、法施行細則第 15 条及び第 27 条並びに児童通所規則第 9 条及び第 24 条の規定に基づき速やかにその旨を公示するとともに、厚生労働省及び兵庫県に報告する。

(経済上の措置)

- 第 20 条 監査の結果、自立支援給付等対象サービスの内容又は自立支援給付費等の請求に関して不正が認められ、支払い済みの自立支援給付費等に係る返還金が生じた場合には、市長は、法第 8 条第 2 項並びに児童福祉法第 57 条の 2 第 2 項の規定に基づき当該返還金相当額を当該事業者等から直接返還させるほか、原則として、当該返還金相当額に 100 分の 40 を乗じて得た額を支払うよう当該事業者等に対して指示する。

- 2 返還の対象となった自立支援給付費等に係る利用者等が支払った自己負担額に過払いが生じている場合には、市長は、当該事業者等に対して、当該自己負担額を利用者等に返還するよう指示するとともに、当該利用者等あてにその旨を通知するよう指導する。

第 3 章 補則

(その他)

- 第 21 条 その他指導及び監査に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成 28 年 6 月 16 日から施行する。